

広島県告示第四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

呉市焼山町字中野山四四〇の一・字能登呂四四六の一九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 解除に係る保安林の所在場所

呉市焼山町字中野山四四〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。）